

いばらき木づかいチャレンジ事業（大規模・中高層建築物の木造化等）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金の交付を受けて行う、大規模・中高層建築物の木造化等に係る事業（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な実施のため、いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本事業における用語の定義は次のとおりとする。

（1）県産木材

茨城県内に生育していた樹木を伐採し、製材・加工した木材のうち、「木材・木材製品の合法性、持続可能の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定）に基づき定められた地域の証明制度などにより、伐採の合法性が証明されたもの

（2）大規模建築物

延べ床面積が3,000㎡を超える建築物

（3）中高層建築物

木造化する階数が（地階を除き）4以上の建築物

（4）木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、建築基準法施行令第1条第3号に規定される構造耐力上主要な部分のうち、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）

（以下、「指定部材」という。）の全部に県産木材を使用すること

（5）木質化

建築物の内装等に県産木材を用いること

（6）建築物木材利用促進協定

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第1項等に基づき、建築主等の事業者と茨城県が締結する協定。

（補助対象事業及び事業主体）

第3条 本事業における補助対象事業及び事業主体は別表のとおりとする。

（事業の公募・審査）

第4条 本事業は、公募により事業計画を募集するものとする。

2 事業実施を要望する者は、別に定める募集要領に基づき事業計画を提出するものとする。

3 事業計画については、別に定める審査基準に基づき、外部有識者による審査を行い、採択するものとする。

なお、別表【要件】（5）④建築物木材利用促進協定に基づき、一定以上の県産木材を使用する建築物については、この限りではない。

（事業の着手）

第5条 事業の着手（工事に係る契約等）は、前条第3項の規定に基づく採択を受けた後に行うものとする。また、補助対象となる建築物の木造化・木質化工事は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた後に着工するものとする。

ただし、木造建築物の設計等については、交付決定前に着手することを認める。

(状況報告)

第6条 事業主体は、補助事業遂行中に事業を実施する市町村を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）又は知事（以下「所長等」という。）から進捗状況について報告を求められた場合は、進捗状況報告書（様式第1号）を、所長等が別に定める日までに提出するものとする。

2 所長は、前項による提出があった場合には、速やかに知事に報告するものとする。

(実施報告)

第7条 事業主体は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書（様式第2号）を所長等に提出するものとする。

2 所長は、前項による提出があった場合には、速やかに知事に報告するものとする。

(所長から知事への報告)

第8条 所長は、交付要項第4条の規定による補助金の交付決定、同第6条の規定による補助事業の内容変更等及び同第10条の規定による補助金の額の確定を行った場合には、速やかに知事に報告するものとする。

(木材利用に係る事業主体の責務)

第9条 事業主体は、本事業の実施にあたり、次の各号に定めるところにより、木材利用のPRを実施しなければならない。

(1) 本事業により整備・導入する施設を活用して、木の良さや木材利用の意義について、次のア～ウに掲げる全ての普及啓発活動を、事業実施中から実施すること。

ア 森林湖沼環境税を活用して整備したことや、県産木材のPRに関する内容を表示した看板の設置

イ 事業主体が発行する広報誌等への掲載

ウ 見学会の開催や、視察への協力

(2) (1)により実施した普及啓発活動の結果を事業実施報告書に添付すること。

(3) その他県が行う県産木材の普及啓発に係る活動や各種調査に協力すること。

2 交付要項第11条の規定に基づく財産の管理、同第12条の規定に基づく財産処分の制限について遵守すること。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月6日から施行する。

別表

事業区分	補助対象事業	事業主体
大規模・中高層建築物の木造化等	<p>【対象施設】</p> <p>(1) 病院及び診療所：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する施設</p> <p>(2) 劇場、観覧場、映画館等：興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場</p> <p>(3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(4) ホテル及び旅館：旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業の用に供される施設</p> <p>(5) 博物館、美術館及び図書館： ① 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設 ② 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(6) 公衆浴場：公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場</p> <p>(7) 飲食店</p> <p>(8) 金融機関等： ① 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 ② 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局</p> <p>(9) 社会福祉施設、公共交通機関の施設、体育館、学校：（1）に同じ</p> <p>(10) 市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項第1号に規定する施設のうち市町村が整備する施設</p> <p>(11) 共同住宅（マンション等）</p> <p>(12) 事務所（オフィス等）</p> <p>(13) その他の施設：上記に該当しないもののうち、本事業の実施により、県産木材の新たな需要の開拓につながると見込まれる極めてモデル性の高い施設</p> <p>【要件】</p> <p>(1) 補助対象施設は日本国内に整備するものであること。</p> <p>(2) 建設工事着手前の施設であること。</p> <p>(3) 木造が普及していない分野、あるいは新たな技術（材料や工法等）を採用するなど、木材の需要拡大につながると認められる木造建築物</p> <p>(4) 木造化する施設は、新築又は増改築とし、既設の施設の改修に係るものではないこと。</p> <p>(5) 次の①～④のいずれかに該当する建築物であること</p> <p>① 大規模建築物又は中高層建築物に該当し、木造の建築物 （原則として指定部材の全てに県産木材を使用すること。また、指定部材以外の部材についても、できる限り県産木材を使用すること。）</p> <p>② 大規模建築物又は中高層建築物に該当し、建築物の部分が木造の建築物 （立面混構造や平面混構造などのように、木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられる構造の建築物であって、補助金の算定のため、木造部分と木造以外の構造の部分の建設工事費が明確に切り分けられること。また、原則として木造部分の指定部材の全てに県産木材を使用するとともに、指定部材以外の部材についても、できる限り県産木材を使用すること。）</p> <p>③ 大規模・中高層建築物の定義に関わらず、一定以上の県産木材を使用する建築物 （300㎡以上の県産木材を使用する建築物（同一の建築主が、関連性を有する土地内において同時期に整備する用途が同じ二以上の建築物（複数棟の共同住宅等）等を含む。）であって、補助金の算定のため、木材を使用している部分と、木材を使用していない部分の建設工事費が明確に切り分けられるもの。）</p>	<p>・対象施設を運営する民間法人（左欄（10）を除く。） （ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員との関与がないものに限る。）</p> <p>・茨城県内の市町村（左欄（10）に限る）</p>

- ④ 建築物木材利用促進協定に基づき、一定以上の県産木材を使用する建築物（県産木材を使用する建築物を合計10棟以上（木質化を含む）整備し、県産木材の使用量が合計300㎡以上となること。この場合、補助金の算定のため、木材を使用している部分と、木材を使用していない部分の建設工事費が明確に切り分けられること。なお、木造の建築物は、原則として指定部材の全てに県産木材を使用することとし、指定部材以外の部材についても、できる限り県産木材を使用すること。また、木質化には1棟当たり3㎡以上の木材を使用することとし、原則として県産木材を100%使用すること。）
- (6) 使用する県産木材については、県内で加工されたものを使用するよう努めるものとする。
- (7) 社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設でないこと。
- (8) 他の補助金等（茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第2条に規定する補助金等をいう。）の受給対象となっている事業は補助対象外とする。ただし、補助対象となる部分を明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とする。なお、他の補助金等を併用する場合は、その内訳がわかる資金計画等を提出すること。

【補助対象経費】

- 1 設計（総合・構造・設備）、工事監理等の経費のうち木造化に要する経費^{*}、及び当該事業に応募・申請するため必要となる経費等で補助対象となる部分を明確に切り分けられるもの

※ 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（令和6年1月9日国土交通省告示第8号）」に基づき、木造化を図るため計上した技術料等経費や木造建築物の難易度係数を反映させ人件費等を算定した場合の掛かり増し経費等

- 2 建築物の工事費のうち、木造化(木質化)に要する経費（直接工事費、共通仮設費）とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 直接工事費

建築物の木造化(木質化)に係る材料費、労務費^{*1}、その他工事施工に直接必要な経費^{*2}であって、共通仮設費以外のものとする。

なお、※1及び※2について、「木造化(木質化)に要する経費」を区分することが困難な場合には、木材利用に係る当該各経費全体の額に、木材使用量全体に占める県産木材使用量の比率を乗じて算出することができる。

(2) 共通仮設費

建築物の木造化(木質化)の直接工事に共通して必要となる、次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮 設 建 物 費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試 験 調 査 費	全般的な試験、調査等に要する経費
整 理 清 掃 費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費

なお、共通仮設費について、「木造化(木質化)に要する経費」を区分することが困難な場合には、共通仮設費全体の額に直接工事費全体に占める木造化(木質化)に係る直接工事費の比率を乗じて算出することができる。

- ・ 指定部材以外の部材において県産木材を使用した場合は、その施工に係る経費を「木造化に要する経費」に含めることができるものとする。

【補助率及び補助上限額】

補助率：1/2 以内

補助金上限額：50,000 千円/施設

※【要件】（5）④建築物木材利用促進協定に基づく県産木材を使用する建築物の施工にあたっては、「施設」を「協定」と読み替えるものとする。

殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金進捗状況報告書

事業区分	項目	計画 (A)		着手年月日	実施済 (B)		進捗率 (B/A) %	
		数量等	事業費		数量等	事業費	数量等	事業費

※ 事業の工程表及び進捗状況の分かる写真を添付すること。

様式第2号（第7条）

事業実施報告書

事業区分	
施設名称	
施設所在地	
用途	
主な利用者(注1) (年間利用者数)	_____人 (_____人× _____日、その他イベント参加者等 _____人)
構造、階層、 延床面積、数量	
事業費(注2)	補助対象事業費 円 (内訳) 補助対象外事業費 円 (内訳) 計 円 (うち補助金額 円)
木材使用量 (注2)	木材使用数全量: m ³ (うち指定部材 m ³) うち県産木材数量: m ³ (うち指定部材 m ³) うち新たな技術を活用した部材: m ³ (うち指定部材 m ³)
維持管理計画	(維持管理主体及びその方法等)
普及啓発の方法 (注3)	(施設や県産木材に関するPR計画)
備考	(施設の特徴、事業期間、木材供給体制等)

(注1) 年間利用者数については、実績等に基づく積算根拠を添付すること。

(注2) 事業費・木材使用量の積算資料（支払い額が分かる領収書、設計内訳書など）、位置図、事業完了後の写真を添付すること。

(注3) 第8条第1項第2号により、PR活動等の結果を示した資料を添付すること。

令和 年 月 日

県産木材出荷証明書

(事業主体) 殿

(施 工 業 者)

住 所

氏 名

電 話

樹 種	数量 (m ³)	生産地 (市町村)	備 考
計			

注) 合法木材、県産木材の産地を確認できる証明書等及び伝票等の写しを添付すること。